

様式第3号(第30条関係)(裏面)

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「健診対象有機溶剤の名称」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第6の2の号数を記入すること。
- 3 「有機溶剤業務名」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に掲げる業務の番号を記入すること。
- 4 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
  1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐<sup>おう</sup> 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進<sup>きこう</sup> 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛<sup>とう</sup> 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱<sup>しつがいけん</sup>反射異常<sup>けん</sup> 21. 視力低下 22. その他
- 5 「代謝物の検査」の左欄は、有機溶剤中毒予防規則第29条第3項の検査を行ったときに、別表から対象有機溶剤の番号及び名称を記入するとともに、( )内には検査内容の番号を記入すること。また、単位についても、別表によること。
- 6 代謝物の検査について、有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「代謝物の検査」の欄に「\*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

別表

有機溶剤の名称	検査内容	単位
11. キシレン	1. 尿中のメチル馬尿酸	g/l
30. N・N-ジメチルホルムアミド	1. 尿中のN-メチルホルムアミド	mg/l
31. スチレン	1. 尿中のマンデル酸	g/l
33. テトラクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
35. 1・1・1-トリクロルエタン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
36. トリクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg/l
	2. 尿中の総三塩化物	mg/l
37. トルエン	1. 尿中の馬尿酸	g/l
39. ノルマルヘキサン	1. 尿中の2・5-ヘキサンジオン	mg/l